

証券コード 7571

2021年6月14日

株 主 各 位

東京都渋谷区代々木一丁目30番7号  
株式会社ヤマノホールディングス  
代表取締役社長 山 野 義 友

## 第35回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第35回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主様には可能な限り郵送またはインターネットによる議決権の行使をお願い申し上げるとともに、株主総会にご来場される株主様におかれましては、マスク着用などの対策のご検討をお願い申し上げます。併せて、当社の判断に基づき、株主総会会場において株主様の安全確保のために必要な措置を講じる場合もありますので、ご協力のほどお願い申し上げます。

当日のご出席に代えて郵送またはインターネットによって議決権を行使することができます。お手数ながら後記「インターネットによる議決権行使のご案内」をご検討いただき、2021年6月28日（月曜日）午後6時まで議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月29日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都新宿区西新宿8丁目17番1号  
住友不動産新宿グランドタワー5階  
（コンファレンスセンター）  
（末尾の株主総会会場案内図をご参照ください。）

### 3. 目的事項

- 報告事項**
1. 第35期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）  
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結  
計算書類監査結果報告の件
  2. 第35期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）  
計算書類報告の件

#### 決議事項

- 第1号議案** 資本金及び資本準備金の額の減少の件  
**第2号議案** 取締役9名選任の件  
**第3号議案** 会計監査人選任の件  
**第4号議案** 会社法改正に伴う取締役に対する業績連動型株式報酬制度に係る  
報酬枠再設定の件

### 4. 議決権の行使についてのご案内

#### (1) 書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2021年6月28日（月曜日）  
午後6時までに到着するようご返送ください。

#### (2) インターネットによる議決権行使の場合

インターネットにより議決権を行使される場合には、3頁の「インターネットに  
よる議決権行使のご案内」をご高覧のうえ、2021年6月28日（月曜日）午後  
6時までに行使してください。

#### (3) 書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インター ネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インテ ルネットによって複数回数、またはパソコン・スマートフォン・携帯電話で重複 して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として お取扱いいたします。

### 5. インターネット開示に関する事項

株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結注記表」及び「個別注  
記表」につきましては、法令及び定款第16条の規定に基づき、当社ウェブサイト  
(<https://www.yamano-hd.com/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類  
には記載しておりません。また、「連結注記表」及び「個別注記表」は、会計監査人  
が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部で  
あります。

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くだ  
さいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持  
参くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じ  
た場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.yamano-hd.com/>) に  
掲載させていただきます。

## インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますようお願い申し上げます。

### 1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによるのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス <a href="https://www.web54.net">https://www.web54.net</a>
---

### 2. 議決権行使の方法について

#### (1) パソコン及び携帯電話をご利用の方

上記アドレスにアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

- バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード」を読み取り、議決権行使ウェブサイトへ接続することも可能です。

(QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。)



#### (2) スマートフォンをご利用の方

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトから議決権を行使できます。

なお、一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」を入力いただく必要があります。

### 3. 議決権行使のお取扱いについて

- (1) 議決権の行使期限は2021年6月28日（月曜日）午後6時までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。

- (2) 書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによって複数回答、またはパソコン・スマートフォン・携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

- (3) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金(接続料金等)は、株主様のご負担となります。
- (4) パソコンやスマートフォン、携帯電話のインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

#### 4. パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

#### 5. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

- (1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

**三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル**  
[電話] 0120 (652) 031 (受付時間 9 : 00 ~ 21 : 00)

- (2) 其他のご照会は、以下のお問い合わせ先をお願いいたします。

ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてにお問い合わせください。

イ. 証券会社に口座のない株主様 (特別口座をお持ちの株主様)

**三井住友信託銀行 証券代行部**

[電話] 0120 (782) 031 (受付時間 9 : 00 ~ 17 : 00 土日休日を除く)

## (添付書類)

# 事業報告

(2020年4月1日から  
2021年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果

当期における国内経済は、新型コロナウイルス感染症が拡大する中、2020年4月の緊急事態宣言発出後に経済は急速に悪化しました。その後一時的に持ち直しの動きが見られたものの、2021年1月の緊急事態宣言の再発出を受けて個人消費の停滞感が強まるなど、景気の先行きは依然として厳しい状況が続いております。

当社グループでは、このような事業環境において、全店でお客様と従業員の健康と安全確保を最優先とした環境整備を行いながら営業時間を段階的に拡大し、また全社的な店舗運営コスト・管理コストの削減へ取り組んでまいりました。

当連結会計年度の連結業績は、2020年4月に発出された緊急事態宣言下での臨時休業等により売上高に大きな影響を受けたものの、第2四半期以降は回復傾向で推移しました。2021年1月に再発出された緊急事態宣言により来店客数減少の影響はあったものの、前下期に新規で連結子会社化した2社及び事業譲受した店舗が通期で寄与したこともあり、売上高は127億1百万円（前期比9.7%減）となりました。利益面では、販促施策の見直しやWeb会議の推進、リモートによる研修の拡充等による店舗運営・管理の効率化に努め、また休業・時間短縮営業中の固定費等を特別損失に7億74百万円振替を行ったこと等があり、営業利益は3億31百万円（前期比541.1%増）、経常利益は3億25百万円（前期比381.2%増）となりました。親会社株主に帰属する当期純損失については、特別利益に新型コロナウイルス感染症による雇用調整助成金4億56百万円を計上し、また特別損失に新型コロナウイルス感染症による損失7億74百万円、店舗固定資産の減損損失を1億39百万円、のれんの減損損失1億38百万円を計上したこと等により3億24百万円（前期は親会社株主に帰属する当期純利益3百万円）となりました。

セグメント別の業績は、次のとおりです。

- ・美容事業

美容事業においては、2度の緊急事態宣言発出により来店客数減少の影響を受けましたが、お客様に安心してご来店いただくための店舗の衛生管理・スタッフの健康管理・お客様の予約管理の徹底等による感染防止対策を強化しながら、営業時間は順次拡大し、来店客数は概ね回復傾向で推移しました。前下期に連結子会社となった株式会社L. B. Gによる売上への寄与はありましたが、2021年に入ってから緊急事態宣言再発出や蔓延防止等重点措置による成人式・卒業式の中止及び延期に伴い、着付サービス売上が伸び悩んだこともあり、売上高は21億19百万円（前期比4.7%減）となりました。利益面では、Webやリモートを活用した店舗運営を推進し、予約管理の徹底によりスタッフの勤務体制を状況に応じて柔軟に対応させることでコストの効率化を図り、セグメント利益10百万円（前期はセグメント損失23百万円）となりました。

- ・和装宝飾事業

和装宝飾事業においては、2020年4月の緊急事態宣言発出に伴い、出店するデベロッパの臨時休業・時短営業により大幅な減収影響がありました。宣言解除後の来店客数は回復傾向で推移しました。一方、合同大型展示販売会においては、県を跨いだ来場の自粛があり、また感染防止対策からスタッフ移動の自粛を行うとともに会場内での一部サービスやイベントを中止したこと等により来場客数・売上高とも大幅減となりましたが、展示販売会に対する販促施策の見直し等により、買上率の向上及びコスト削減に努めました。また前下期に事業譲受した和装小売店舗7店舗の通期での売上寄与があり、その結果、売上高は90億48百万円（前期比13.2%減）となり、セグメント利益2億16百万円（前期比3.1%減）となりました。

- ・DSM事業

DSM事業においては、新型コロナウイルス感染拡大により展示販売会の中止が相次いだことによる減収影響を受けました。訪問販売の強化を図り、外出自粛を契機に需要の高まったミシンや空気清浄機の販売を伸ばさせるとともに、お客様との信頼関係の再構築と休眠顧客掘り起こし・新規顧客開拓を推進しましたが事業所の統廃合の影響もあり、売上高は10億57百万円（前期比24.9%減）となり、セグメント損失は33百万円（前期はセグメント損失53百万円）となりました。

- ・その他の事業

その他の事業の収益は、株式会社ヤマノセイビングの前払い式特定取引業による手数料収益及び一般社団法人日本技術技能教育協会の着物着付教室の運営

収益のほか、前期末に連結子会社とした株式会社マンツーマンアカデミーの学習塾運営収益が通期で寄与したことにより、売上高は4億75百万円（前期比4,830.6%増）となり、セグメント利益は8百万円（前期はセグメント損失34百万円）となりました。

学習塾事業では、新型コロナウイルス感染拡大を受けて、いち早くオンライン授業を開設し強化する一方で、コロナ禍においても保護者の皆様が安心して子供を送り出せる場とするための環境づくりに努めました。その結果、既存教室での生徒数は前年を上回りました。

**(2) 設備投資の状況**

当連結会計年度において、実施した企業集団の設備投資の総額は、99百万円で、その主なものは営業拠点の改修等であります。

**(3) 資金調達の状況**

当連結会計年度において、短期借入金が15億46百万円増加、長期借入金で13億57百万円を調達し、長期借入金の返済を2億90百万円実施しております。

**(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況**

該当事項はありません。

**(5) 他の会社の事業の譲受けの状況**

該当事項はありません。

**(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況**

該当事項はありません。

**(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況**

該当事項はありません。

## (8) 企業集団が対処すべき課題

当社グループを取り巻く事業環境は、新型コロナウイルス感染拡大の収束が見通せない中、景気の減速や個人消費の停滞感など、依然として厳しい状況が続くことが予想されます。このような状況の中、当社グループが持続的な成長を実現していくために、以下の取り組みを重要課題といたします。

### ① 新たな事業形態の構築への取り組み

当社グループの既存事業はいずれも成熟市場に属し、直接対面型サービスや大勢での体験型サービスを主軸とした「ソフトと価値の提供」をグループの共通戦略として展開してきましたが、新型コロナウイルス感染拡大による影響を受け消費者行動の変化が加速される中で、お客様と従業員の健康、安心・安全を守ることを第一に感染防止対策を徹底した店舗環境づくりと販売オペレーションの構築に努めております。同時に、「ニューノーマル」を見据えた販売チャネルやサービス提供等、従来の事業形態に捉われない事業構造づくりを検討し、新たな「ソフトと価値の提供」の開発に取り組むことが重要であると認識しております。

従来からのM&A戦略による新規事業への投資検討は今後も推進しつつ、既存事業においても、変化する消費者ニーズに対応していくため、SNSでの集客チャネルを強化するなどIT活用に積極的に取り組んでいくとともに、実店舗の活性化を図りつつ新規顧客の創造とグループのブランディングを確立していくため、デジタル化推進による新たな事業形態の開発・構築に取り組んでまいります。

### ② 業務効率化と生産性向上への取り組み

当社では、事業領域拡大や新たな事業形態構築及び既存事業の強化に対応するため、管理体制構築と業務の効率化及び各事業での生産性向上を図っていくことが重要課題と認識しております。従来のような自由な往来が難しい状況下において、当社グループでは、リモートワーク・リモート研修の拡充やWeb会議の推進をしてまいりました。その結果、当事業年度においては管理コストの削減を一定程度実現することができましたが、一方、営業面では店舗間格差が顕著になっており、グループ全体での効率的な情報共有と双方向での事業管理・運営の仕組みづくり、コミュニケーションの活性化は一層重要になると認識しております。

当社グループでは人財採用を強化するとともに、IT活用による情報共有と業務効率化を図りながら、実対面型での教育・研修プランの適時実施やメンター制度を効果的に活用することにより、販売力の強化と生産性向上を図ってまいります。



### ③ 企業の社会的責任への取り組み

当社グループでは、事業拡大・収益拡大への取り組みを推進する一方で、企業に求められる法的責任、経済的責任、社会貢献について重視しております。

当社グループでは「コンプライアンス委員会」を設け、定期的にコンプライアンス上の課題について、経営者及び事業責任者が情報共有する機会を持っており、社内の課題解決に当たっております。

今般の新型コロナウイルス感染防止対策への取り組みとして、お客様と従業員の健康、安心・安全を第一に、店舗の衛生管理・従業員の健康管理の徹底を行うほか、予約管理の徹底によりお客様に安心してご来店いただける環境整備に努めてまいりました。今後は更に「ニューノーマル」に対応した新たな事業形態の開発に取り組むことにより、お客様のニーズに応える事業を目指してまいります。

また当社グループは、企業市民として社会貢献活動への取り組みを推進しております。

美容事業では、医療用ウィッグ作成プロジェクトであるヘアドネーション「つな髪」への協賛提携を継続して行っており、和装事業では、純国産の生糸を守る活動としての桑苗の植樹活動や、振袖を親から子へ受け継ぎつつ現代に蘇らせる「ママ振り」の提案を行ってまいりましたが、今後も持続可能な社会の実現に向けた取り組みを積極的に推進するとともに、日本の伝統文化の伝承に努めてまいります。

以上により、グループの収益力向上と持続的な企業価値の向上に努めてまいります。

## (9) 財産及び損益の状況

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区 分	第 32 期 (2017年度)	第 33 期 (2018年度)	第 34 期 (2019年度)	第 35 期 (2020年度) (当連結会計年度)
売 上 高	14,947	14,105	14,064	12,701
経 常 利 益	265	265	67	325
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失(△)	502	141	3	△324
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)	14.75円	4.14円	0.10円	△9.68円
総 資 産	7,396	7,154	7,761	10,988
純 資 産	1,595	1,511	1,310	1,008

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により算出しております。
2. 業績連動型株式報酬制度「株式給付信託(BBT)」を導入しており、株主資本に自己株式として計上されている「株式給付信託(BBT)」に残存する自社の株式は、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。
3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号平成30年2月16日)等を第33期の期首から適用しており、第32期に係る財産及び損益の状況については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

### ② 当社の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区 分	第 32 期 (2017年度)	第 33 期 (2018年度)	第 34 期 (2019年度)	第 35 期 (2020年度) (当事業年度)
売 上 高	9,739	9,957	9,644	8,005
経 常 利 益	173	255	85	241
当期純利益又は当期純損失(△)	730	171	△28	△396
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)	21.47円	5.04円	△0.84円	△11.81円
総 資 産	6,096	5,952	6,168	8,872
純 資 産	1,582	1,528	1,296	940

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により算出しております。
2. 業績連動型株式報酬制度「株式給付信託(BBT)」を導入しており、株主資本に自己株式として計上されている「株式給付信託(BBT)」に残存する自社の株式は、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。
3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号平成30年2月16日)等を第33期の期首から適用しており、第32期に係る財産及び損益の状況については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

## (10) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社との関係

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社すずのき	10,000千円	100.0%	和装品、毛皮品等の販売
株式会社L. B. G	500千円	100.0%	美容室の経営
株式会社みうら	3,000千円	100.0%	ネイルサロンの経営
株式会社マンツーマンアカデミー	10,000千円	100.0%	学習塾の経営
株式会社ヤマノセイビング	100,000千円	100.0%	割賦販売法に基づく前払式特定取引による商品売上の取次

(注)1. 2021年3月31日付で株式会社L. B. G株式を追加取得し、完全連結子会社としております。

2. 当社の企業集団は、上記②記載の重要な子会社を含め、当社及び連結子会社6社であります。

## (11) 主要な事業内容 (2021年3月31日現在)

### ① 企業集団の主要なセグメントの内容

当社グループの主要な事業は、美容室の運営及び和装品、宝飾品、毛皮、洋装品、寝装品、健康関連商品の販売並びに学習塾の経営であります。

事業部門	事業内容
美容事業	美容室、ネイルサロンの運営
和装宝飾事業	和装品、宝飾品、毛皮等の販売
D S M事業	家電、洋装品、宝飾品、健康関連商品等の催事販売及び訪問販売
その他事業	前払式特定取引業、学習塾の経営、着物着付に関する普及、検定等

### ② 当社の主要な事業の内容

当社は、企業理念である美道五原則「髪・顔・装い・精神美・健康美」に基づき、和装品、宝飾品、洋装品、寝装品、健康関連商品の販売等を行っております。

事業部門	事業内容
美容事業	美容室、ネイルサロンの運営
和装宝飾事業	和装品、宝飾品の販売
D S M事業	家電、洋装品、宝飾品、健康関連商品等の催事販売及び訪問販売

(12) 主要な事業所 (2021年3月31日現在)

- ① 当社 本社 東京都渋谷区代々木一丁目30番7号  
営業店舗

部 門	店 舗 数 及 び 事 業 所 数	地 域 別
美容事業	79店舗	北海道1 東北3 関東56 中部北陸3 近畿15 中国四国1
和装宝飾事業	81店舗	北海道2 東北8 関東34 中部北陸7 近畿10 中国四国4 九州沖縄16
D S M事業	44事業所	北海道4 東北9 関東5 中部北陸11 近畿6 中国四国5 九州沖縄4

② 主要な子会社の名称及びその所在地

会 社 名	所 在 地
株式会社すずのき	東京都渋谷区
株式会社L. B. G	東京都渋谷区
株式会社みうら	東京都渋谷区
株式会社マンツーマンアカデミー	千葉県旭市
株式会社ヤマノセイビング	東京都渋谷区

(13) 従業員の状況 (2021年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
664名 (851名)	62名減

(注) 従業員数は就業人員であり、パート及び嘱託は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従 業 員 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
441名 (496名)	26名減	52.4歳	11.7年

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、パート及び嘱託は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 従業員数には、子会社への出向者は含んでおりません。

(14) 主要な借入先及び借入額 (2021年3月31日現在)

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 横 浜 銀 行	1,000,000千円
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	896,720千円
株 式 会 社 関 西 み ら い 銀 行	459,993千円
株 式 会 社 り そ な 銀 行	446,656千円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	360,000千円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	337,500千円
株 式 会 社 北 陸 銀 行	200,000千円
株 式 会 社 東 日 本 銀 行	183,330千円
株 式 会 社 千 葉 銀 行	176,662千円
株 式 会 社 武 蔵 野 銀 行	100,000千円
株 式 会 社 千 葉 興 業 銀 行	81,494千円
株 式 会 社 新 生 銀 行	66,720千円

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 88,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 33,763,189株（自己株式733,869株を除く。）
- (3) 株主数 4,983名
- (4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
株式会社ヤマノネットワーク	4,838千株	14.3%
山野 義友	4,048	12.0
山野愛子どろんこ美容株式会社	3,408	10.1
山野 功子	2,118	6.3
株式会社ヤマノ	1,479	4.4
UBS AG SINGAPORE	1,445	4.3
YHC取引先持株会	847	2.5
YHC従業員持株会	705	2.1
山野美容商事株式会社	440	1.3
山野 幹夫	424	1.3

- (注) 1. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。  
 2. 自己株式には、株式給付信託（BBT）導入に際して設定した株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が所有する223千株を含んでおりません。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況  
 当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

・取締役、その他の役員に交付した株式の区分別合計

	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く。）	31,249株	1名
社外取締役	—	—
監査役	—	—

- (6) その他株式に関する重要な事項

2021年4月2日付で第三者割当の方法により、伊藤和則氏に対して普通株式1,333,000株を新たに発行致しました。その結果、当社の発行済株式総数は、35,096,189株（自己株式733,869株を除く。）となっております。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況  
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権等の状況  
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等の状況  
該当事項はありません。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役の状況

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役社長	山野 功子	株式会社すずのき取締役社長 他会社の代表取締役を兼務
代表取締役社長	山野 義友	株式会社すずのき代表取締役会長 他子会社の代表取締役を兼務
取締役	岡田 充弘	専務執行役員管理本部長 他子会社の取締役を兼務
取締役	文字 孝一	常務執行役員和装宝飾事業本部長
取締役	橘 眞吾	常務執行役員きもの事業本部長
取締役	高田 陽一	常務執行役員 株式会社すずのき代表取締役社長
取締役	新居 靖之	新居靖之税理士事務所代表
取締役	伊能 美和子	TEPCOライフサービス株式会社 取締役 株式会社タカラトミー 社外取締役 株式会社学研ホールディングス 社外取締役
取締役	松尾 茂	—
常勤監査役	金木 俊明	株式会社すずのき監査役 他子会社の監査役を兼務
監査役	福原 弘	虎ノ門カレッジ法律事務所代表 株式会社第四北越フィナンシャルグループ社外取締役
監査役	灰原 芳夫	灰原公認会計士事務所代表 株式会社アミューズ社外監査役

- (注) 1. 取締役新居靖之、伊能美和子及び松尾茂の3名は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。なお、当社は、新居靖之、伊能美和子及び松尾茂の各氏を東京証券取引所（JASDAQスタンダード市場）の上場規則で定める「独立役員」として、同取引所に対して届出を行っております。
2. 監査役福原弘及び灰原芳夫の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。なお、当社は、灰原芳夫氏を東京証券取引所（JASDAQスタンダード市場）の上場規則で定める「独立役員」として、同取引所に対して届出を行っております。
3. 監査役灰原芳夫氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当の知見を有するものであります。
4. 当事業年度中の取締役の異動は次のとおりであります。  
2020年6月26日開催の第34回定時株主総会において、伊能美和子及び松尾茂の両氏は取締役を選任され、それぞれ就任いたしました。
5. 当事業年度中に退任した取締役及び監査役は次のとおりであります。

氏名	退任日	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
中谷 博俊	2020年6月26日	社外取締役 株式会社ヤマノ代表取締役副社長
木下 淳夫	2021年2月28日	取締役常務執行役員企業情報本部長 株式会社L. B. G取締役

なお、取締役木下淳夫氏は、辞任による退任であります。



## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び監査役全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づき賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。

## (3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

### ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」といいます。）を取締役会において定めており、その概要は以下のとおりです。

役員報酬は、固定報酬である「基本報酬」、株主総会決議により支給される「賞与」、及び業績連動型の報酬である「株式報酬」により構成します。

#### 1. 金銭報酬等の額又はその算定の決定方針

「基本報酬」は株主総会で報酬総額の範囲を決議し、取締役会にて役位、担当職務、貢献度等を総合的に勘案し決定されます。「賞与」は単年度の連結営業利益、親会社株主に帰属する当期純利益の計画に対する達成度を基本として、個人別の額は、取締役会にて役位、担当職務、貢献度等を総合的に勘案し決定されますが、賞与総額は基本報酬との合算で株主総会で決議された報酬総額を超えない範囲とします。

#### 2. 業績連動報酬等に係る業績指標の内容及び業績連動報酬等の額又は数の算定方法

業績連動報酬については、対象役員に対し、事業活動拡大と収益力向上をインセンティブとすることを目的とし、業績指標は、役位ごと、利益計画の達成度や貢献度を評価する指標を設定されます。

#### 3. 非金銭報酬の内容及びその額もしくは数又はその算定方法の決定方針

株式報酬制度は、対象役員に対し、事業活動拡大と収益力向上をインセンティブとすることを目的とした業績連動型株式報酬とします。交付される株式数は、あらかじめ取締役会で決定された基準株価に役位ごと定められた業績連動係数を乗じて計算されます。

#### 4. 取締役の個人別の報酬等の額に対する上記1. 2. 3. の割合

代表取締役会長及び代表取締役社長の報酬額を最上位として、役位が下がるにつれて報酬額を低減することとしています。また業績連動報酬については、基本報酬に対する割合を7.5%～40%となるよう設計し、1年間の支給金額総額上限をあらかじめ定めており、また金銭による業績連動報酬と非金銭（株式）による業績連動報酬の概ねの割合を定めております。

#### 5. 取締役に対し報酬等を与える時期又は条件の決定方針

基本報酬は月額固定報酬として支給し、業績連動型株式報酬は、毎事業年度ごとに業績目標の達成度に応じたポイントを付与し、退任時に累積ポイントに応じた株式が交付されます。

業績連動型株式報酬の内容については、担当取締役が原案を作成し、事前に代表取締役社長と社外取締役の確認を得た上で、取締役会で決定することとしており、また役員の在任期間中に不正・違反行為等があった場合は、業績連動型株式報酬の一部又は全部を制限することと定めております。

#### 6. 取締役の個人別の報酬等の決定についての委任に関する事項

取締役の個人別の基本報酬の額について権限を有する者は、取締役会から一任を受けた代表取締役としております。委任を受けた代表取締役は、独立社外取締役の見解を踏まえて報酬の決定を行います。

当社は、2021年2月17日開催の取締役会において、決定方針を決議するとともに当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容について、決定方針との整合性を含めた多角的な検証を行い、決定方針に沿うものであると判断しております。

なお、監査役の報酬は、経営に対する独立性、客観性を重視する観点から、固定報酬のみで構成され、各監査役の報酬額は監査役の協議によって決定されております。

#### ② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、1990年11月15日開催の第4回定時株主総会において年額180百万円以内と決議されております(使用人給与は含まない)。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は9名(うち社外取締役3名)です。また、業績連動型株式報酬については、2016年6月29日開催の定時株主総会決議に基づき株式報酬制度「BBT制度」を導入しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は9名(うち社外取締役3名)です。

監査役の金銭報酬の額は、1990年11月15日開催の第4回定時株主総会において年額36百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

#### ③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社は、取締役会決議に基づき、取締役の個人別の基本報酬及び賞与の額の決定権限を代表取締役社長山野義友に委任しております。これら権限を委任した理由は、代表取締役社長は、各取締役の役位、担当職務、貢献度等を総合的に勘案した上で個人別の具体的な評価を行う立場にあることから、決定方針に沿うものであると判断したためであります。

当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、取締役会は、取締役の報酬額合計額が株主総会において承認を得た報酬等の上限額の範囲内であることを確認しており、また決定方針において、委任を受けた代表取締役は、独立社外取締役の見解を踏まえて報酬の決定を行うことを定めています。

#### ④ 業績連動報酬等に関する事項及び非金銭報酬等の内容

当社取締役及び執行役員並びに当社子会社の一部の取締役及び執行役員に対し、グループの事業活動拡大と収益力向上をインセンティブとすることを目的として、株式報酬制度「BBT制度」を導入しております。

当制度は、取締役在任期間中に業績に応じて一定のポイントを付与し、退任時に累積ポイントに応じた当社株式を、信託を通じて交付する制度であり、付与ポイントの算定式は以下のとおりであります。

(付与ポイントの算定式)

基本報酬×業績連動係数(※)÷基準株価(BBT信託取得簿価)

(※)業績連動係数の指標は、役員ごと、次のとおり定めております。

役員	業績連動係数の指標
取締役社長・社主	連結営業利益及び連結営業利益率
取締役兼事業部門執行役員	主管事業部門の貢献利益及び貢献利益率
上記以外の取締役	連結営業利益及び連結営業利益率

指標とする利益が定められた基準を下回る場合、業績連動係数は零となります。業績連動報酬の指標は、業績との連動を強化することで、事業活動拡大と収益方向上をインセンティブとし、企業価値の向上を図るため、上記指標を選択しております。

(当事業年度における業績連動報酬に係る指標の目標及び実績)

指標	目標(百万円)	実績(百万円)
連結営業利益	450以上	331
主管事業部門の貢献利益	210以上	16~264

#### ⑤ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

区分	報酬等の総額(千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる役員の員数(人)
		基本報酬	賞与	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	74,589 (8,100)	71,223 (8,100)	— (—)	3,366 (—)	— (—)	11 (4)
監査役 (うち社外監査役)	15,120 (7,020)	15,120 (7,020)	— (—)	— (—)	— (—)	3 (2)
合計	89,709	86,343	—	3,366	—	14

- (注) 1. 当事業年度末現在の在籍人員は、取締役9名、監査役3名であります。支給人員は14名であります。
2. 業績連動報酬等は、業績達成度等に応じて付与されたポイントに相当する当社株式及び当社株式を退任日時時点の時価で換算した金額相当の金銭が信託を通じて給付される株式報酬制度に基づき、当事業年度に費用計上した株式報酬相当額であります。
3. 新型コロナウイルス感染症による業績低迷を受け、役員報酬の自主返納を行っております。

	2020年5月から2020年6月	2020年7月から2021年3月
代表取締役社長	月額報酬の30%	月額報酬の40%
取締役社主	月額報酬の30%	月額報酬の40%
取締役	月額報酬の10%	月額報酬の20%
監査役	月額報酬の10%	月額報酬の10%

#### (4) 社外役員に関する事項

##### ① 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

区 分	氏 名	重 要 な 兼 職 の 状 況	当該他の法人等との関係
社外取締役	新 居 靖 之	新居靖之税理士事務所 代表	特別な関係はありません。
	伊 能 美和子	TEPCOライフサービス株式会社 取締役	特別な関係はありません。
		株式会社タカラトミー 社外取締役	特別な関係はありません。
		株式会社学研ホールディングス 社外取締役	特別な関係はありません。
松 尾 茂	—	—	
社外監査役	福 原 弘	虎ノ門カレッジ法律事務所 代表	特別な関係はありません。
		株式会社第四北越フィナンシャル グループ 社外取締役	特別な関係はありません。
	灰 原 芳 夫	灰原公認会計士事務所 代表	特別な関係はありません。
		株式会社アミューズ 社外監査役	特別な関係はありません。

(注)社外取締役松尾茂氏は、株式会社SHIF Tの取締役副社長を兼務しておりましたが、2020年11月25日をもって退任しております。なお、当社と株式会社SHIF Tの間には特別な関係はありませんでした。

##### ② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社外取締役	新 居 靖 之	当事業年度の取締役会19回のうち19回に出席し、主に税理士としての専門的見地から、当社のコンプライアンス体制の構築・維持についての発言を行っております。
	伊 能 美和子	社外取締役就任後に開催された取締役会14回のうち13回に出席し、経営者の見地から取締役会の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
	松 尾 茂	社外取締役就任後に開催された取締役会14回のうち14回に出席し、企業経営に関する豊富な経験と知見から、取締役会の意思決定について適切で様々な助言・提言を行っております。
社外監査役	福 原 弘	当事業年度の取締役会19回のうち18回に、また、監査役会13回のうち12回に出席し、必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地から、当社のコンプライアンス体制の構築・維持についての発言を行っております。
	灰 原 芳 夫	当事業年度の取締役会19回のうち19回に、また、監査役会13回のうち13回に出席し、必要に応じ、主に公認会計士としての専門的見地から、当社のコンプライアンス体制の構築・維持についての発言を行っております。

③ 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

社外取締役には、業務執行者から独立した立場で会社経営を客観的に監督を行うこと、少数株主との利益相反の監督を行うことを役割として期待しておりますが、当社の社外取締役3名は「②当事業年度における主な活動状況」に記載しておりますとおり、取締役会の妥当性や適正性について様々な助言・提言を行うほか、審議事項についてのリスクを指摘して問題提起や意見表明を行うなど、妥当且つ適正な意思決定に寄与しています。

## 5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 監査法人元和

(2) 会計監査人に支払うべき報酬等の額

	支 払 額
報酬等の合計額	27,600千円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	27,600千円

- (注)1. 会計監査人の報酬等については、当社監査役会が、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積もりの算出根拠などを検討して同意したものであります。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額はこれらの合計額を記載しております。

(3) 当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の当社の子会社の計算関係書類監査の状況

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役会は、監査役全員の同意により解任いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、監査役会は会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき当該議案を株主総会に提案いたします。

## 6. 会社の体制及び方針

### (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、2006年5月23日の取締役会において上記体制につき、次のとおり決議いたしました。また、2008年11月18日及び2010年3月19日並びに2015年5月15日の取締役会において、一部改定しております。

会社法及び会社法施行規則に基づき、当社は、以下のとおりこの内部統制システムを整備する。

#### ① 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンス全体を統括する組織として、社長を委員長とし、社外弁護士も参加する「コンプライアンス委員会」を設置する。コンプライアンスの推進については、「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、役員及び従業員が、それぞれの立場でコンプライアンスを自らの問題としてとらえ業務運営にあたるよう、研修等を通じ、指導する。

また、当社は、相談、通報体制を設け、役員及び従業員が、社内において内部通報規程を設け、コンプライアンス違反行為が行われ、又は行われようとしていることに気がついたときは、総務人事部長、監査役または社会保険労務士に通報（匿名可）しなければならないと定める。会社は、通報内容を秘守し、通報者に対して、不利益な扱いを行わない。

#### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、法令、社内規程に基づき、文書等の保存を行い、取締役及び監査役がこれら文書等を直ちに閲覧できる体制とする。

また、この社内規程と情報の管理については、監査役会の意見を得て、情報セキュリティに関するガイドライン、個人情報保護に関する基本方針を定めることを含めて対応する。

#### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社及び当社企業グループ各社は、内部監査担当部門及びグループ内部監査委員会が専門的な立場から、環境面、安全・衛生面、製品安全面、物流面での内部監査を行う。

経理面においては、各部門長による自律的な管理を基本としつつ、経理部門が計数的な管理を行うこととする。

当社は、リスク管理全体を統括する組織として「コンプライアンス委員会」を設け、有事においては、社長を本部長とする「緊急対策本部」が統括して危機管理にあたることとする。

なお、当社は、平時においては、各部門において、その有するリスクの洗い出しを行い、そのリスクの軽減等に取り組むとともに、「経営危機管理規程」に従い、会社全体として対応することとする。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
当社は、職務権限・意思決定ルールの策定により取締役の職務執行の効率化を図る。また、取締役会が機動的な判断ができるよう、取締役が出席する経営会議を月1回開催して経営に必要な情報を即時に共有する。  
また、当社取締役及び事業本部長並びに子会社の社長をメンバーとするトレース会議を設け、重要テーマについて、十分な議論を行う。  
業務の運営については、変化の激しい経営環境に機敏に対応するため、業務の意思決定・監督機能と業務執行機能の違いを認識し、取締役会のチェック機能を強化するため、執行役員制を導入している。執行役員は大幅な権限委譲のもとで、取締役会で決定された方針について、その具体的な課題・問題について協議・対応を機動的に行うこととする。
- ⑤ 当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制  
当社は、当社企業グループ各社にコンプライアンス推進担当者を置くとともに、コンプライアンス委員会がグループ全体のコンプライアンスを統括、推進する体制とする。  
また、グループ共通の「コンプライアンス・マニュアル」を策定するとともに、相談、通報体制の範囲をグループ全体とする。  
なお、関連会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、事業内容の定期的な報告と重要案件についての事前協議を行う。
- ⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項  
現在、監査役の職務を補助すべき使用人はいないが、今後、必要に応じて、監査役の業務補助のため監査役スタッフを置き、同スタッフは、監査役から受けた指示事項については取締役の指揮を受けないものとし、その人事については、取締役と監査役が意見交換を行う。
- ⑦ 監査役への報告体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制  
取締役または従業員は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは無論、そのほかコンプライアンス、リスク管理などに関わる重要な事実を、直ちに監査役に報告する。  
また、取締役は、監査役が行う監査業務につき、取締役または従業員並びに当社の会計監査人が全面的に協力する状況が備わるよう努める。
- ⑧ 財務報告に係る内部統制の推進に関する事項  
当社は財務報告の信頼性と適正性を確保するため、金融商品取引法等の定めに従って、財務報告に係る内部統制システムを構築し、その有効性を評価、報告する体制を整備し運用する。
- ⑨ 反社会的勢力の排除に関する事項  
当社は市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは、一

切の関係を持たず、不当要求行為に対しては毅然とした態度で対応するとともに、警察等の行政機関や外部専門機関等との連携・協力体制を構築する。

⑩ 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社では上記に掲げた業務の適正を確保するための体制を整備しているが、具体的には以下の取り組みを行っている。

- i) 主な会議の開催状況として、取締役会は19回開催され、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役がすべてに出席している。その他、コンプライアンス委員会を12回、トレース会議を50回開催している。
- ii) 監査役は、監査役会を13回開催し、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役社長及び他の取締役、内部監査室、会計監査人との間で意見交換を実施し、情報交換等の連携を図っている。
- iii) 内部監査室は、内部監査計画に基づき、当社の各部門の業務執行及び子会社の業務の監査、内部統制監査を実施している。また、内部監査連絡会を12回開催し、当社代表取締役及び他の取締役、監査役に対し、業務監査及び内部統制監査の報告を行っている。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する基本方針

当社は、配当金につきましては、財政状態などを総合的に勘案しつつ、業績に応じた成果の配分を株主の皆様に行うことを基本方針としております。また、株主の皆様へ、機動的な利益還元を行うことができるよう、取締役会決議により、会社法第459条第1項に定める剰余金の配当をすることができる旨定款に定めております。

内部留保につきましては、継続的な安定成長を目指しつつ、経営基盤の強化のため、有効に活用してまいります。

また、自己株式につきましては、将来の株式価値の最大化を目的とした事業再編を含む機動的な資本政策を実行可能とするため、必要に応じて自己株式の取得を実施することとしております。

当期の剰余金の配当につきましては、当事業年度に大幅な赤字決算を計上することとなったため、無配とさせていただきますと存じます。今後の利益還元につきましては、経営成績を勘案しながら、早期に復配できますよう努めてまいりますので、株主の皆様には、何卒事情ご理解のうえ、ご了承賜りますようお願い申し上げます。



# 連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	9,396,840	流動負債	7,809,827
現金及び預金	5,474,122	支払手形及び買掛金	1,395,202
受取手形及び売掛金	2,271,348	電子記録債務	274,345
商品及び製品	1,392,885	短期借入金	2,316,720
原材料及び貯蔵品	3,302	1年内償還予定の社債	9,600
その他	275,283	1年内返済予定の長期借入金	307,910
貸倒引当金	△20,101	未払金	1,135,281
固定資産	1,592,089	前受金	1,373,530
有形固定資産	445,145	未払法人税等	69,060
建物及び構築物	338,344	賞与引当金	45,200
機械装置及び運搬具	2,840	ポイント引当金	29,785
工具器具備品	31,707	株主優待引当金	6,020
土地	40,211	資産除去債務	4,322
リース資産	32,041	その他	842,848
無形固定資産	20,890	固定負債	2,170,983
のれん	3,673	長期借入金	1,684,444
その他	17,217	長期未払金	63,338
投資その他の資産	1,126,053	退職給付に係る負債	23,145
投資有価証券	181,914	役員株式給付引当金	28,721
長期貸付金	9,608	繰延税金負債	16,985
敷金及び保証金	902,521	資産除去債務	307,938
その他	57,785	その他	46,410
貸倒引当金	△25,775	負債合計	9,980,811
資産合計	10,988,930	(純資産の部)	
		株主資本	1,023,570
		資本金	100,000
		利益剰余金	1,022,874
		自己株式	△99,303
		その他の包括利益累計額	△15,451
		その他有価証券評価差額金	△15,451
		純資産合計	1,008,119
		負債及び純資産合計	10,988,930

# 連結損益計算書

(2020年4月1日から  
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上		12,701,107
売上原価		6,303,724
売上総利益		6,397,382
販売費及び一般管理費		6,065,562
営業利益		331,819
営業外収益		
受取利息及び配当金	1,863	
受取地代家賃	1,914	
受取補償金	10,562	
その他	7,106	
営業外費用	12,399	33,846
支払利息	23,724	
障害者雇用納付金	4,660	
その他	11,977	40,361
経常利益		325,304
特別利益		
固定資産売却益	6,027	
雇用調整助成金	456,478	
その他	35,446	497,951
特別損失		
固定資産売却損	4,115	
固定資産除却損	0	
投資有価証券評価損	3,853	
減損損失	277,807	
新型コロナウイルス感染症による損失	774,042	
店舗閉鎖損失	8,091	1,067,910
税金等調整前当期純損失(△)		△244,654
法人税、住民税及び事業税	74,019	
法人税等調整額	5,841	79,861
当期純損失(△)		△324,515
親会社株主に帰属する当期純損失(△)		△324,515

## 連結株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から  
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	100,000	979	1,370,659	△101,553	1,370,085
当 期 変 動 額					
親会社株主に帰属する当期純損失(△)			△324,515		△324,515
自己株式の処分		△979	△1,270	6,261	4,012
株式給付信託による自己株式の取得				△4,012	△4,012
連結子会社株式の取得による持分の増減			△22,000		△22,000
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計		△979	△347,785	2,249	△346,515
当 期 末 残 高	100,000	—	1,022,874	△99,303	1,023,570

	その他の包括利益累計額		純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計	
当 期 首 残 高	△59,156	△59,156	1,310,929
当 期 変 動 額			
親会社株主に帰属する当期純損失(△)			△324,515
自己株式の処分			4,012
株式給付信託による自己株式の取得			△4,012
連結子会社株式の取得による持分の増減			△22,000
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	43,705	43,705	43,705
当 期 変 動 額 合 計	43,705	43,705	△302,810
当 期 末 残 高	△15,451	△15,451	1,008,119

# 貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>6,964,740</b>	<b>流動負債</b>	<b>6,425,385</b>
現金及び預金	4,251,890	支払手形	603,740
売掛金	1,474,237	電子記録債務	104,881
商品及び製品	964,872	買掛金	405,036
原材料及び貯蔵品	3,302	短期借入金	2,016,720
前渡金	5,331	1年内返済予定の長期借入金	229,644
前払費用	97,464	リース債務	10,540
その他	179,740	未払金	735,143
貸倒引当金	△12,098	未払費用	85,161
<b>固定資産</b>	<b>1,907,595</b>	未払法人税等	23,060
<b>有形固定資産</b>	<b>235,098</b>	未払消費税等	259,417
建物	174,393	前受金	620,562
工具器具備品	19,562	預り金	165,884
土地	9,100	ポイント引当金	12,613
リース資産	32,041	株主優待引当金	6,020
<b>無形固定資産</b>	<b>12,656</b>	資産除去債務	942
ソフトウェア	12,655	グループ預り金	1,146,015
その他	0	<b>固定負債</b>	<b>1,506,336</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>1,659,840</b>	長期借入金	1,194,550
投資有価証券	143,453	役員株式給付引当金	28,721
関係会社株式	850,799	リース債務	24,696
関係会社長期貸付金	94,840	繰延税金負債	5,109
長期前払費用	5,742	資産除去債務	193,191
敷金及び保証金	645,495	その他	60,068
その他	29,949	<b>負債合計</b>	<b>7,931,721</b>
貸倒引当金	△110,439	<b>(純資産の部)</b>	
<b>資産合計</b>	<b>8,872,336</b>	<b>株主資本</b>	<b>959,984</b>
		資本金	100,000
		利益剰余金	959,288
		利益準備金	25,000
		その他利益剰余金	934,288
		繰越利益剰余金	934,288
		自己株式	△99,303
		評価・換算差額等	△19,370
		その他有価証券評価差額金	△19,370
		<b>純資産合計</b>	<b>940,614</b>
		<b>負債及び純資産合計</b>	<b>8,872,336</b>

# 損 益 計 算 書

(2020年4月1日から  
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		8,005,004
売 上 原 価		3,802,311
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		4,202,693
営 業 利 益		3,929,693
営 業 外 収 益		272,999
受 取 利 息	1,874	
協 賛 金 収 入	2,054	
そ の 他	8,939	12,868
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	32,931	
そ の 他	11,752	44,684
特 別 利 益		241,184
雇 用 調 整 助 成 金	340,845	
そ の 他	11,200	352,046
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	0	
減 算 損 失	56,173	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	173,358	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	89,500	
新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 に よ る 損 失	633,285	
店 舗 閉 鎖 損 失	6,960	959,277
税 引 前 当 期 純 損 失 ( △ )		△366,047
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	23,034	
法 人 税 等 調 整 額	6,996	30,031
当 期 純 損 失 ( △ )		△396,078

## 株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から  
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						自 己 株 式
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			
		そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計	
当 期 首 残 高	100,000	979	979	25,000	1,331,637	1,356,637	△101,553
当 期 変 動 額							
当 期 純 損 失 ( △ )					△396,078	△396,078	
自 己 株 式 の 処 分		△979	△979		△1,270	△1,270	6,261
株 式 給 付 信 託 に よ る 自 己 株 式 の 取 得							△4,012
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 ( 純 額 )							
当 期 変 動 額 合 計	—	△979	△979	—	△397,348	△397,348	2,249
当 期 末 残 高	100,000	—	—	25,000	934,288	959,288	△99,303

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当 期 首 残 高	1,356,063	△60,047	△60,047		1,296,016
当 期 変 動 額					
当 期 純 損 失 ( △ )	△396,078				△396,078
自 己 株 式 の 処 分	4,012				4,012
株 式 給 付 信 託 に よ る 自 己 株 式 の 取 得	△4,012				△4,012
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 ( 純 額 )		40,677	40,677		40,677
当 期 変 動 額 合 計	△396,078	40,677	40,677		△355,401
当 期 末 残 高	959,984	△19,370	△19,370		940,614

## 連結注記表及び個別注記表について

株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結注記表」及び「個別注記表」につきましては、法令及び定款第16条の規定に基づき、当社ウェブサイト (<https://www.yamano-hd.com/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。また、「連結注記表」及び「個別注記表」は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。

## 連結計算書類に係る監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2021年5月27日

株式会社ヤマノホールディングス  
取締役会 御中

監査法人元和  
東京都渋谷区

指定社員 公認会計士 加藤 由久 ㊞  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 中川 俊介 ㊞  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ヤマノホールディングスの2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ヤマノホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 強調事項

- 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、2021年3月17日開催の取締役会において、第三者割当増資による新株式の発行を決議し、2021年4月2日に払込が完了している。
- 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、2021年5月14日開催の取締役会において、2021年6月29日開催予定の第35期定時株主総会に資本金及び資本準備金の額の減少に関する議案を付議することを決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。



#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 計算書類に係る監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2021年5月27日

株式会社ヤマノホールディングス  
取締役会 御中

監査法人元和  
東京都渋谷区

指定社員 公認会計士 加藤 由久 ㊞  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 中川 俊介 ㊞  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ヤマノホールディングスの2020年4月1日から2021年3月31日までの第35期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 強調事項

1. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、2021年3月17日開催の取締役会において、第三者割当増資による新株式の発行を決議し、2021年4月2日に払込が完了している。
2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、2021年5月14日開催の取締役会において、2021年6月29日開催予定の第35期定時株主総会に資本金及び資本準備金の額の減少に関する議案を付議することを決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第35期事業年度の取締役の職務の執行に關して、各監査役が作成した監査報告書に基づき審議の上、本監査報告書を作成し以下の通り報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担に従い、取締役、内部監査部門その他の用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めると共に、以下の方法で監査を実施致しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査致しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社からの事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が、法令及び定款に適合する事を確保するための体制、その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視及び検証すると共に、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
  - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- #### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
- 会計監査人監査法人元和の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- #### (3) 連結計算書類の監査結果
- 会計監査人監査法人元和の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月28日

株式会社ヤマノホールディングス 監査役会

常勤監査役	金	木	俊	明	㊟
社外監査役	福	原	弘		㊟
社外監査役	灰	原	芳	夫	㊟

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 資本金及び資本準備金の額の減少の件

#### 1. 資本金及び資本準備金の額の減少の目的

資本金及び資本準備金の額の減少は、今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保することを目的として行うものであります。

具体的には、会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額を減少し、減少する資本金及び資本準備金の額の全額をその他資本剰余金に振り替えるものであります。

なお、本件は、貸借対照表の純資産の部における勘定科目の振替処理であり、純資産額に変動を生じるものではございません。また、発行済株式総数、株主の皆様のご所有株式数にはなんら変更はございません。

#### 2. 資本金及び資本準備金の額の減少の要領

##### (1) 減少する資本金の額

2021年3月31日現在の資本金の額100,000,000円のうち70,000,000円の減少に加え、2021年4月2日を効力発生日とした第三者割当増資により増加した47,988,000円と同額を減少させ、全額をその他資本剰余金に振り替えることといたします。減資した後の資本金の額は30,000,000円となります。

##### (2) 減少する資本準備金の額

2021年4月2日を効力発生日とした第三者割当増資により増加した47,988,000円と同額を減少させ、その他資本剰余金に振り替えることといたします。振り替えた後の資本準備金の額は0円となります。

#### 3. 資本金及び資本準備金の額の減少が効力を生ずる日

2021年8月2日

第2号議案 取締役9名選任の件

取締役全員（9名）は、本總會終結の時をもって任期満了となりますので、改めて取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 及び重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
1	やまののりこ 山野 功子 (1941年9月1日生)	1971年7月 株式会社ヤマノビューティメイト(現株式会社ヤマノビューティメイトグループ)設立に参加、美容部長 1982年1月 株式会社ヤマノビューティメイト取締役 1986年10月 ヤマノクレスティアカデミー(現ヤマノエステティック総合学院)開校、副校長 1989年8月 株式会社ヤマノビューティケミカル代表取締役 1991年4月 全日本エステ指導育成協会設立、副会長 1995年8月 株式会社ヤマノビューティメイト(現株式会社ヤマノビューティメイトグループ)代表取締役社主(現任) 1995年8月 ヤマノクレスティアカデミー(現ヤマノエステティック総合学院)開校、校長 1995年8月 全日本エステ指導育成協会会長(現任) 2005年4月 ヤマノエステティック総合学院学長(現任) 2013年11月 山野愛子どろんこ美容株式会社代表取締役社主(現任) 2016年9月 株式会社ヤマノネットワーク代表取締役(現任) 2017年3月 株式会社すずのき取締役社主(現任) 2017年6月 当社取締役社主(現任) 2018年8月 一般社団法人日本技術技能教育協会代表理事(現任)	2,118,100株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 及び重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
2	やまの よしとも 山 野 義 友 (1970年2月17日生)	2001年10月 株式会社ヤマノリテーリングス取締役副 社長 2002年6月 同社代表取締役社長 2004年6月 当社取締役 2005年1月 株式会社アールエフシー取締役 2007年1月 株式会社ヤマノ1909セイビング取締役 2009年5月 株式会社マイスタイル代表取締役社長 2009年10月 当社取締役副社長兼営業本部長 2010年5月 株式会社アールエフシー代表取締役社長 2010年6月 当社代表取締役社長 (現任) 2010年6月 株式会社ヤマノ1909セイビング代表取締 役社長 2012年3月 HMリテーリングス株式会社代表取締役 社長 2012年10月 株式会社ヤマノセイビング代表取締役社 長 2013年4月 株式会社ら・たんす山野代表取締役社長 2015年11月 株式会社すずのき代表取締役会長 (現任) 2016年6月 株式会社ヤマノセイビング代表取締役会 長 2018年7月 株式会社みうら代表取締役社長 (現任) 2018年8月 ハートコア株式会社社外取締役 (現任) 2019年10月 株式会社L. B. G代表取締役会長 2020年3月 株式会社マンツーマンアカデミー代表取 締役会長 (現任) 2020年6月 株式会社ヤマノセイビング代表取締役社 長 (現任) 2021年4月 株式会社L. B. G代表取締役会長兼社長 (現任)	4, 048, 500株
3	おかだ みつひろ 岡 田 充 弘 (1959年2月3日生)	1983年7月 当社入社 2003年4月 当社連結管理部長 2011年6月 当社執行役員管理副本部長兼連結管理部 長 2012年4月 当社執行役員管理副本部長兼財務経理部 長 2013年6月 当社取締役常務執行役員管理副本部長兼 財務経理部長 2014年4月 HMリテーリングス株式会社取締役 2014年6月 株式会社ヤマノセイビング取締役 (現任) 2015年11月 株式会社すずのき取締役 (現任) 2016年11月 株式会社マイスタイル取締役 2018年4月 当社取締役常務執行役員管理副本部長 2018年8月 株式会社みうら取締役 (現任) 2019年6月 当社取締役専務執行役員管理本部長 (現 任) 2019年10月 株式会社L. B. G取締役 (現任) 2020年3月 株式会社マンツーマンアカデミー取締 役 (現任)	28, 100株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 及び重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
4	もんじ こういち 文 字 孝 一 (1958年12月13日生)	1981年4月 西武きもの商事株式会社入社 1998年4月 株式会社かねもり きもの京都事業部販 売部長 2009年7月 株式会社ら・たんす山野取締役社長 2013年10月 当社和装宝飾事業本部長 2014年4月 当社常務執行役員和装宝飾事業本部長 2019年6月 当社取締役常務執行役員和装宝飾事業本 部長(現任)	28,000株
5	たちばな しんご 橘 眞 吾 (1959年10月22日生)	2007年10月 株式会社ヤマノリテーリングス入社和装 事業本部営業部長 2011年4月 同社和装事業本部長 2012年4月 HMリテーリングス株式会社執行役員営 業本部長 2013年6月 同社取締役常務執行役員営業本部長 2014年7月 当社常務執行役員きもの事業本部長 2019年6月 当社取締役常務執行役員きもの事業本部 長(現任)	18,700株
6	たかだ よういち 高 田 陽 一 (1950年4月25日生)	1973年4月 株式会社ユニー入社 1978年4月 株式会社さが美 関東商品部MD 1998年3月 同社執行役員商品部長 2000年3月 同社取締役商品本部長 2004年2月 同社取締役きもの事業部本部長 2006年2月 株式会社すずのき専務取締役 2006年8月 同社代表取締役社長 2008年2月 株式会社すずのきを設立し株式会社さが 美傘下より独立、代表取締役社長(現任) 2018年6月 当社常務執行役員 2019年6月 当社取締役常務執行役員(現任)	11,800株



候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 及び重要な兼職の状況		所有する当社 株式の数
7	【社外取締役候補者】 あらいやすゆき 新居 靖之 (1940年1月24日生)	1975年6月	税理士登録	—
		1975年7月	新居靖之税理士事務所代表(現任)	
2014年6月	当社取締役(現任)			
	選任理由及び期待される役割の概要 新居靖之氏は、税理士として専門的な知識、豊富な経験を有されており、専門的見地から、有効な意見をいただくことを期待するため、社外取締役として選任するものであります。同氏は、これまで、直接会社経営に関与された経験はありませんが、税理士として、経営の監督とチェック機能の観点から社外取締役として職務を適切に遂行することができるものと判断いたします。 なお、当社は新居靖之氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ています。			
8	【社外取締役候補者】 いよくみわこ 伊能 美和子 (戸籍名： 近藤美和子) (1964年10月11日生)	1987年4月	日本電信電話株式会社入社	—
		1997年7月	株式会社N T T コミュニケーションズ入社 (分社化)	
		2015年8月	日本電信電話株式会社(N T T 持株会社) 転籍	
		2010年6月	ビーディーシー株式会社 取締役兼任	
		2012年7月	株式会社ドコモ 転籍	
		2015年8月	株式会社ドコモgacco代表取締役社長	
		2017年7月	タワーレコード株式会社 代表取締役副 社長	
		2020年1月	東京電力ベンチャーズ株式会社入社	
		2020年1月	TEPCOライフサービス株式会社 取締 役(現任)	
		2020年6月	当社社外取締役(現任)	
2020年6月	株式会社タカラトミー社外取締役(現 任)			
2020年12月	株式会社学研ホールディングス社外取締 役(現任)			
	選任理由及び期待される役割の概要 伊能美和子氏は、長年にわたり日本電信電話株式会社に従事し企業内起業家として、メディアコンテンツ領域の新事業開発に従事。N T T 研究所開発技術を活用し、音楽の著作権処理フローの大変革を実現。タワーレコード株式会社の代表取締役副社長を務めた経験もあり、経営者として豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため、社外取締役として選任するものであります。 なお、当社は伊能美和子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ています。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 及び重要な兼職の状況		所有する当社 株式の数
9	<p>【社外取締役候補者】</p> <p>まつおしげる 松尾 茂 (1963年8月18日生)</p>	1987年4月 富士通株式会社入社 1999年4月 Fujitsu Thailand CO.,Ltd. 出向(財務責任者) 2004年9月 富士通株式会社 経理部担当部長 2004年10月 同社電子デバイス事業本部第二経理部長 2008年3月 富士通マイクロエレクトロニクス株式会社 出向 2011年1月 富士通株式会社 財務経理本部ディレクター 2012年10月 同社 財務経理本部シニアディレクター 2014年7月 日本電産株式会社入社CFO戦略室部長 2014年10月 同社CFO戦略室長 2015年5月 同社汎用モーター事業本部CFO 2016年7月 同社GMS事業部CFO兼管理統括部長 2017年3月 株式会社SHIFT入社 取締役副社長 2017年10月 SHIFT Global Pte Director 2020年6月 当社取締役(現任)	—	
<p>選任理由及び期待される役割の概要</p> <p>松尾茂氏は、長年におたり富士通株式会社、日本電産株式会社において、CFOに            従事しておりました。株式会社SHIFTの取締役副社長を務めた経験もあり、経営者            として豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営を監督していただくとともに、当            社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与してい            ただくため、社外取締役として選任するものであります。</p> <p>なお、当社は松尾茂氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取            引所に届け出ています。</p>				

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる株主からの損害賠償請求等による損害を当該保険契約により填補することとしています。すべての取締役候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
3. 新居靖之氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって7年となります。
4. 伊能美和子氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって1年となります。
5. 松尾茂氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって1年となります。
6. 当社は現在、新居靖之氏、伊能美和子氏及び松尾茂氏との間で会社法第423条第1項の責任限定契約を締結しております。各氏の再任が承認された場合、引き続き上記責任限定契約を継続する予定であります。
- なお、その契約内容は次のとおりであります。
- ・社外取締役が任務を怠ったことによって損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
  - ・上記の責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

### 第3号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である監査法人元和は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、監査役会の決定に基づき、清陽監査法人を会計監査人に選任することにつきご承認をお願いするものであります。

なお、監査役会が清陽監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、同監査法人の規模、品質管理体制、独立性及び専門性等を総合的に勘案した結果によるものであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

(2021年3月31日現在)

名 称	清 陽 監 査 法 人		
事 務 所	主たる事務所	東京都港区西新橋1丁目22番10号 西新橋アネックスビル2階	
沿 革	2011年2月 設立		
概 要	資 本 金	16.5百万円	
	構 成 人 員	社 員	代表社員 14名 社員 5名 (社員合計) 19名
		職 員	公認会計士 58名 その他 7名 (職員合計) 65名
			《 合 計 》
	関 与 会 社	金融商品取引法・会社法監査対象会社	15社
		会社法監査対象会社	24社
		その他監査対象会社	42社
	《 合 計 》	81社	

## 第4号議案 会社法改正に伴う取締役に対する業績連動型株式報酬制度に係る報酬枠再設定の件

### 1. 提案の理由及びこれを相当とする理由

当社は、2016年6月29日開催の第30回定時株主総会において当社の取締役及び執行役員並びに当社子会社の取締役を対象とした業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）の導入についてご承認いただき（以下、上記株主総会における決議を「原決議」といいます。）、その後、本制度の一部を改定し、当社子会社の執行役員を本制度の対象に加え今日に至っておりますが、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）が2021年3月1日に施行されたことに伴い、現在の当社の取締役（社外取締役を含みます。以下、断りが無い限り、本議案において同じとします。）に対する本制度にかかる報酬枠に代えて、当社の取締役に対する業績連動型株式報酬の報酬枠を改めて設定する旨のご承認をお願いするものであります。

本議案は、法令改正に伴う手続上のものであり、原決議同様、当社の取締役及び執行役員並びに本制度の対象となる当社子会社の取締役及び執行役員（以下、「取締役等」といいます。）の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としており、当社の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針（事業報告〔本招集ご通知17頁〕をご参照ください）とも合致していることから、本議案の内容は相当であるものと考えております。

本議案は、1990年11月15日開催の第4回定時株主総会においてご承認をいただきました取締役の報酬額（年額180百万円以内（ただし、使用人給与は含みません。））とは別枠として、本制度に基づく報酬を当社の取締役に対して支給するため、報酬等の額及び具体的な内容についてのご承認をお願いするものです。なお、本制度の詳細につきましては、下記2. の枠内で、取締役会にご一任頂きたいと存じます。

また、現時点において、本制度の対象となる取締役は9名（うち社外取締役3名）ですが、第2号議案が原案通り承認可決されますと、本制度の対象となる取締役は9名（うち社外取締役3名）となります。

### 2. 本制度に係る報酬等の額及び具体的な内容

#### （1）本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、取締役等に対して、当社及び当社子会社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当社株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度です。なお、取締役等が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時となります。

## (2) 本制度の対象者

当社の取締役（社外取締役を含みます。なお、監査役は、本制度の対象外とします。）及び執行役員並びに本制度の対象となる当社子会社の取締役（社外取締役を除きます。なお、監査役は、本制度の対象外とします。）及び執行役員。

当社の取締役（社外取締役を含みます。）及び執行役員並びに当社子会社の取締役（社外取締役を除きます。なお、監査役は、本制度の対象外とします。）。

## (3) 信託期間

2017年9月から信託が終了するまで（なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続します。本制度は、当社の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等により終了します。）

## (4) 信託金額

当給付を行うための株式の取得資金として、24百万円の金銭を拠出し、受益者要件を満たす取締役等を受益者とする本信託を設定しております。本信託は当社が信託した金銭を原資として、当初対象期間に関して当社株式223,000株を取得しております。

なお、当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は各対象期間に120百万円を上限として追加拠出を行います。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、当該追加拠出を行おうとする対象期間の直前の対象期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（取締役等に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役等に対する株式の給付が未了であるものを除きます。）及び金銭（以下、「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等の金額（当社株式については、直前の対象期間の末日における時価とします。）と追加拠出される金銭の合計額は、本議案により承認を得た上限の範囲内とします。当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

## (5) 本信託による当社株式の取得方法及び取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記（4）により拠出された資金を原資として、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施することとします。なお、取締役等に付与されるポイント数の上限は1事業年度当たり800,000ポイントであるため、各対象期間について本信託が取得する当社株式数の上限は800,000株となります。

## (6) 取締役等に給付される当社株式等の数の上限

取締役等には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき業績達成度等を勘案して定まる数のポイントが付与されます。当社の取締役に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は600,000ポイントを上限とし、当社の執行役員並びに当社子会社の取締役及び執行役員に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は800,000ポイントを上限とします。これは、現行の役員報酬の支給水準、取締役

等の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

なお、取締役等に付与されるポイントは、下記（７）の当社株式等の給付に際し、１ポイント当たり当社普通株式１株に換算されます（ただし、本議案をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限及び付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行います。）。

また、取締役等に付与される１事業年度当たりのポイント数の上限に相当する株式数（800,000株）の発行済株式総数（2021年４月２日現在。自己株式控除後）に対する割合は約2.28%です。

下記（７）の当社株式等の給付に当たり基準となる取締役等のポイント数は、原則として、退任時まで当該取締役等に付与されたポイント数とします（以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」といいます。）。

#### （７）当社株式等の給付

取締役等が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該取締役等は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記（６）に記載のところに従って定められる「確定ポイント数」に応じた数の当社株式について、退任後に本信託から給付を受けます。ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たさず場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。なお、金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

なお、ポイントの付与を受けた取締役等であっても、取締役等の義務の違反があったことに起因して退任した場合は、給付を受ける権利を取得できないこととします。

取締役等が受ける報酬等の額は、ポイント付与時において、取締役等に付与されるポイント数の合計に本信託の有する当社株式の１株当たりの帳簿価額を乗じた金額（ただし、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて合理的な調整を行います。）を基礎とします。また、役員株式給付規程の定めに従って例外的に金銭が給付される場合において相当と認められるときは、当該金額を加算した額とします。

#### （８）本信託内の株式に係る議決権

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。係る方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

#### （９）配当の取扱い

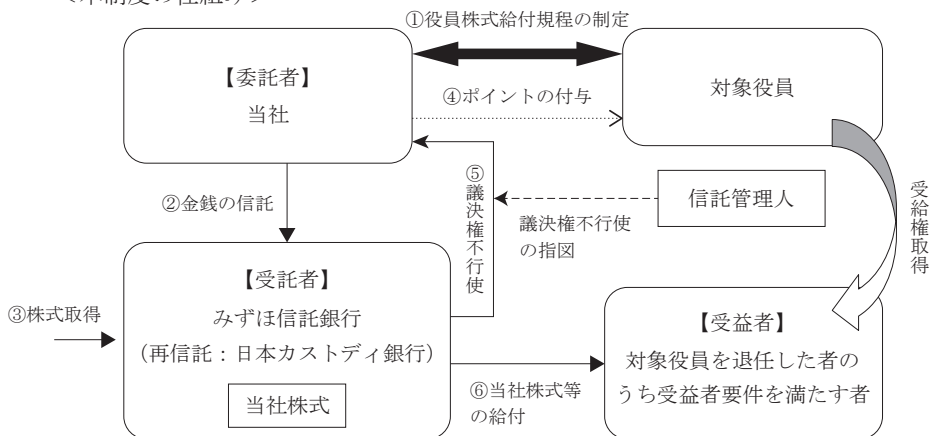
本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合に

において、本信託内に残存する配当金は、その時点で在任する対象役員に対し、各々が保有するポイントの数に応じて、按分して給付されることになります。

#### (10) 信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。本信託終了時における本信託の残余財産のうち当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記(9)により対象役員に給付される金銭を除いた残額が当社に給付されます。

〈本制度の仕組み〉



- ① 当社は、本株主総会において、本制度について役員報酬の決議を得て、本株主総会で承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員株式給付規程」を制定します。
- ② 当社は、①の本株主総会決議で承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、株式市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 当社は、「役員株式給付規程」に基づき対象役員にポイントを付与します。
- ⑤ 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
- ⑥ 本信託は、対象役員を退任した者のうち「役員株式給付規程」に定める受益者要件を満たした者（以下「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。ただし、対象役員が「役員株式給付規程」に別途定める要件を満たす場合には、当該対象役員に付与されたポイントの一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式を退任日時点の時価で換算した金額相当の金銭を給付します。

以上

# 株主総会会場案内図

会場 東京都新宿区西新宿 8丁目17番 1号

住友不動産新宿グランドタワー 5階  
(コンファレンスセンター)



- 交通 「西新宿駅」 1番出口より徒歩3分(丸の内線)
  - 「都庁前駅」 E4出口より徒歩7分(大江戸線)
  - 「新宿西口駅」 D4出口より徒歩11分(大江戸線)
  - 「新宿駅」 西口より徒歩15分(JR線・丸の内線・大江戸線等)
- (お車でのご来場はご遠慮ください)